		1．令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		1．就学援助制度の周知方法																																		
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）								（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）									（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）							（8）（7）のカの内容
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末頃から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらずイ．が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらずイ．が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらずイ．が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	ア．自ちゃんとつかやすいサイトやエ最大文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間限度額等を記載	エ．各費目の援助額の年間限度額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
19	19	15	13	9	15	5	12	15	0	0	3	3	0	0	19	0	0	0	2	4	11	0	0	0	0	0	7	0	12	8	3	0	0	
石川県	金沢市	○	○		○	○	○	○							○						○								○		○			
石川県	七尾市	○		○	○			○							○						○								○					
石川県	小松市	○	○		○	○		○							○						○								○	○	○			
石川県	輪島市	○	○	○		○	○				○	児童扶養手当新規受給者及び同手当現況届に案内文書を同封			○						○													
石川県	珠洲市	○	○	○	○		○	○							○						○								○	○				
石川県	加賀市	○	○	○	○			○							○						○													
石川県	羽咋市	○	○		○	○									○						○						○							
石川県	かほく市	○	○	○	○		○	○							○					○									○	○				
石川県	白山市	○	○		○	○	○	○							○						○								○	○				
石川県	能美市	○	○		○		○	○			○	年度末の3月支給通知を送付の際に、翌年度の制度チラシと申請書を教育委員会から郵送している。 保護者連絡アプリ（コドモン）で就学援助制度を周知			○						○								○			○			
石川県	野々市市	○	○				○	○							○					○							○		○	○				
石川県	川北町	○			○										○				○															
石川県	津幡町	○		○	○	○	○	○							○						○								○					
石川県	内灘町	○	○	○			○	○			○	保護者連絡ツールより学校から児童生徒の保護者あてに案内を連絡配信			○					○								○	○				
石川県	志賀町	○		○	○	○	○	○							○						○						○							
石川県	宝達志水町	○	○	○	○	○									○						○						○							
石川県	中能登町		○				○	○							○					○									○					
石川県	穴水町			○	○	○	○	○							○						○						○							
石川県	能登町		○		○		○	○							○				○								○		○					

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○） <小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒がいないため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校> (2)（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内幼稚園や保育所を配布	キ. 域内の中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校> (6)（5）のコの内容	<小学校> (7)（4）でア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の） ①開始時期 ②申請期日 ③（7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増えた、支給額に転換へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給と位置づけ）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校> (9)（8）のエおよびオの内容
19	19	19	0	0	0	0	1	1	18	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	13	0	12	9	7	11	8	2	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
石川県	金沢市	○							○											○		○	○		○	○	○												
石川県	七尾市	○							○										○			○										○	就学時健康診断の結果とともに全保護者に配布							
石川県	小松市	○							○											○		○	○		○	○													
石川県	輪島市	○							○											○			○	○		○				○									
石川県	珠洲市	○							○											○					○														
石川県	加賀市	○							○										○						○														
石川県	羽咋市	○							○											○		○	○		○	○													
石川県	かほく市	○							○											○		○	○	○	○														
石川県	白山市	○							○											○		○	○							○									
石川県	能美市	○							○											○		○			○														
石川県	野々市市	○							○							○						○	○	○															
石川県	川北町	○							○											○		○			○														
石川県	津幡町	○							○										○			○		○	○	○													
石川県	内灘町	○							○											○		○	○	○															
石川県	志賀町	○							○										○								○												
石川県	宝達志水町	○							○											○		○	○	○	○	○													
石川県	中能登町	○							○											○				○															
石川県	穴水町						○	入学前支援を行っているが、希望者はいない。																															
石川県	能登町	○							○											○					○														

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童分のその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（初旬（入学式前）	<中学校> ア．年度ごの開始だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増える、事務負担に長期へ入れ情報の対応など、事務業務量が増加するから	エ．入学前支援と保育無償化部局調整があるから	オ．その他	<中学校> (6)（5）のエ及びオの内容	5．実対象児童数の設定について（重要項目） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実対象児童数の設定を行っており、その際と同様の基準により設定	イ．新たに設定基準等を整備し、その基準により設定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の給付金の支援により対応	オ．新たに設定基準を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
19	19	19	0	0	0	0	1	1	19	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	12	0	0	0	0	0	0	0	4	0	9	2	0	1	3	3
石川県	金沢市	○							○											○										○						
石川県	七尾市	○							○										○															○	特になし
石川県	小松市	○							○											○								○							
石川県	輪島市	○							○											○											○				
石川県	珠洲市	○							○											○										○					
石川県	加賀市	○							○										○									○							
石川県	羽咋市	○							○											○										○					
石川県	かほく市	○							○											○										○					
石川県	白山市	○							○											○								○							
石川県	能美市	○							○											○										○					
石川県	野々市市	○							○								○											○							
石川県	川北町	○							○											○										○					
石川県	津幡町	○							○										○															○	特に対応なし
石川県	内灘町	○							○											○											○				
石川県	志賀町	○							○										○											○					
石川県	宝達志水町	○							○											○													○		
石川県	中能登町	○							○											○														○	申請期限の設定はあるが、受付は随時行っている。
石川県	穴水町						○	入学前支援を行っているが、希望者はいない。																						○					
石川県	能登町	○							○											○										○					

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はテに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村就学援助基準額等に関する係数(倍率)				4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長の裁量	ウ. 市区町村長の裁量	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 母子及び寡婦福祉資金の貸付	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事情の調査	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の払い忘れ、滞納が多い者、被服等に不自由していると考えて保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 給食の費目数が多い者	ス. 保護費による費目数	セ. 生活保護費による支給日	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に係数が変わるもの)(例:生活保護の1.15倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して掛を定めているものの)(例:生活保護の1.15倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税者収入額に一定の係数を掛けたもの(例:最低課税額の10倍、1.15倍等)(係数および収入額を(5)に記入してください。)	テ. その他		(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和5年4月以降、保護費の認定(ア. 基準変わる場合は新たな認定基準に更新)	(2) (1)にてイで、反映させる(新たな認定基準に更新)にしてもした場合、イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	(3) (2)でイとした場合、ア. 生活保護基準変更による影響が生じないと想定されるため、対応していない(例:見直し後の生活保護基準に基づく保護費の認定基準で認定変化なしと想定されるため、対応しない)(例:見直し前の生活保護基準に基づく保護費の認定基準により再認定など)	(4) (2)でイとした場合、ア. 生活保護基準変更による影響が生じないと想定されるため、対応していない(例:保護費が変化しないため、影響を受ける所得税の金額保護者がいない等)	(5) (2)でエとした場合のその内容	(6) (1)でイ、反映させない		令和4年度
																																	年	月	
19	18	14	15	15	16	16	17	9	1	16	16	3	2	4	12	5	4	9	0	2	18	0	2	1	1	8	1	0	0	0	0	8	8	
石川県	金沢市	○		○	○	○	○	○		○	○	○			○		○				1.3					○								4	15%未満
石川県	七尾市																	○			1.3														15%未満
石川県	小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3														15%未満
石川県	輪島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3														20%未満
石川県	珠洲市																○				1.3					○							平成24	12	10%未満
石川県	加賀市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○							平成24	12	15%未満
石川県	羽咋市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3														10%未満
石川県	かほく市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3					○							平成25	7	15%未満
石川県	白山市	○	○		○	○	○			○	○				○			○			1.3														20%未満
石川県	能美市	○	○	○	○	○	○			○	○							○		○	1.3		その他経済的にお困りの方												10%未満
石川県	野々市市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		保護者等が災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	保護者等が災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者(4)の基準根拠については合計所得金額を元にしており、生活保護基準は平成25年8月1日改正前の基準を採用している。			○							平成25	8	15%未満
石川県	羽咋郡						○														1.3														5%未満
石川県	津幡町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○					1.3					○							平成25	8	10%未満
石川県	内灘町	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.3					○							平成25	8	15%未満
石川県	志賀町	○	○	○	○	○	○				○					○					1.3					○							平成24	4	10%未満
石川県	宝達志水町	○	○	○	○	○	○				○							○			1.3														10%未満
石川県	中能登町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○			○			1.3														10%未満
石川県	穴水町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3			○			○								10%未満
石川県	能登町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3														10%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	1-1. 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	1-5. 補足事項
19	19	19	0	0	1	1	1	18	18	0	0	19	0	0	1	1	1	18	18	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	1	3	3	3	5	5	5	0	0	0	0	5
石川県	金沢市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	66,611								
石川県	七尾市	○						○	11,630			○						○	54,080																							
石川県	小松市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	2,080	1,849					-上限額欄の支給平均額については、令和4年度実績より記入。 -通学用品費は、1年生以外（2～6年生）が対象。 -オンライン学習通信費は対象学期に支給。 -医療費については、令和4年度実績なし。 -学校給食費については、令和5年度見込額を記入
石川県	珠洲市	○						○	10,460			○						○	54,080			○	○	12,000								○			○	18,000	9,735					
石川県	加賀市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	10,340					医療費の実績なし
石川県	羽咋市	○						○	11,630			○						○	54,080																							
石川県	かほく市	○						○	11,630			○						○	54,080																							-オンライン学習通信費の単価は、1世帯当り
石川県	白山市	○						○	11,630			○						○	54,080																							医療費については、実績がないため平均支給額は0円
石川県	能美市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	11,436								
石川県	野々市市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	0								
石川県	川北町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	11,000	11,000					
石川県	津幡町	○						○	13,650			○						○	54,080																							
石川県	内灘町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	6,000	4,679					
石川県	志賀町	○						○	11,630			○						○	51,080																							
石川県	宝達志水町	○						○	11,630			○						○	54,080																							
石川県	中能登町	○						○	15,500			○						○	54,080																							-学用品費について、1年生は年額計13,230円、1年生以外は15,500円
石川県	穴水町	○			○	10,467	10,467					○			○	54,080	51,080														無償										
石川県	能登町	○						○	11,700			○						○	54,150																							

都道府県	市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1）. 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	給食費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	（5）補足事項	3. その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する各市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
19	19	19	0	0	1	1	1	18	18	0	0	19	0	0	1	1	1	18	18	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	1	19	3	3	12	12	12	2	2	0	0	5	1
石川県	金沢市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	28,713								○	○	51,167									
石川県	七尾市	○						○	22,730			○						○	63,000													○						○	60,910				
石川県	小松市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,708					・上限額欄の支給平均額については、令和4年度実績より記入。 ・学用品費は、1年生以外（2～3年生）が対象 ・オンライン学習通信費は対象世帯に支給。 ・医療費については、令和4年度実績なし ・学校給食費については、令和5年度見込額を記入
石川県	珠洲市	○						○	20,450			○						○	63,000			○	○	12,000								○			○	70,000	68,024					
石川県	加賀市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910					
石川県	羽咋市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	60,744									
石川県	かほく市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○			○	60,910	47,568					・オンライン学習通信費の単価は、1世帯当り ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は、令和4年度は実績なし
石川県	白山市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,732					医療費については、実績がないため平均支給額は0円
石川県	能美市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	50,879					
石川県	野々市市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	54,697									
石川県	川北町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	56,811									
石川県	津幡町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	46,000	46,000					
石川県	内灘町	○						○	24,550			○						○	63,000													○			○	60,910	60,225					令和4年度の医療費については実績なし
石川県	志賀町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	40,637					給食費や学用品の滞納があり就学援助を受給していない場合は、単価を据えていた。
石川県	宝達志水町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	60,910					
石川県	中能登町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	51,497									
石川県	穴水町	○						○	27,310			○						○	60,000													○			○	60,910	60,910					・学用品費について、1年生は年間計25,040円、1年生以外は27,310円
石川県	能登町	○			○	20,457	20,457					○			○		56,700	56,700													無償	○			○	54,819	54,819					
石川県	能登町	○						○	22,800			○						○	63,000													○						○	61,000				